

白浜町手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及を促進し、かつ、地域において手話が使用されやすい環境を整備するための町の責務及び町民の役割を明らかにすることにより、全ての町民が共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解及び手話の普及の促進は、手話を必要とする人が手話による意思疎通を図る権利を有しており、その権利は尊重されることを基本として行わなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及の促進を図り、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するように努めるものとする。

(施策の推進)

第5条 町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による意思疎通や情報取得に関すること。
- (3) 手話通訳者の派遣等手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話奉仕員の養成に関すること。
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 町は、前項各号に掲げる施策と町が別に定める障害福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。